

積極化する都道府県によるいちごの新品種開発

主任研究員 長谷川晃生

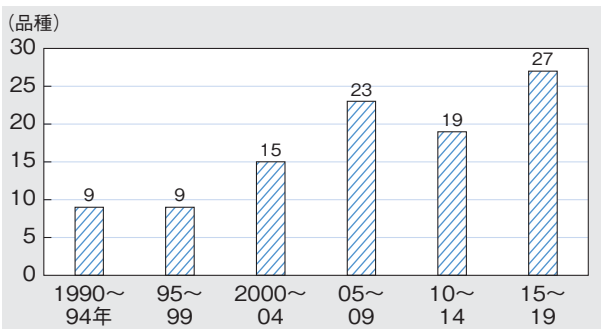
1 積極化する品種開発

いちごの作付品種は大きく変化してきた。1990年代は、主に東日本が女峰・とちおとめ、西日本がとよのかであった。その後、都道府県の品種開発が積極化し、2005年～09年に23品種が登録された(第1図)。10～14年は減少したが、15年から増加している。

10年以降で見ると、28の道都県が新たに品種を開発し、主産地以外でも広く取り組まれていることが注目される(第1表)。また、複数の品種を開発する事例も増え、主産地の栃木県が4品種と最も多く、3品種が1県、2品種が13県となっている。

これら品種の開発は、品質、収量、耐病性

第1図 都道府県によるいちごの品種登録、出願数



資料 農林水産省Webサイト(品種登録ホームページ)
 (注) 1 上記HPでのデータ検索の結果を基に、都道府県による独自開発のみ集計。
 2 (地独)北海道立総合研究機構、(公財)東京都農林水産振興財団は北海道、東京都として集計。2015年以降には、出願公表済みの7県の8品種を含む。

第1表 2010年以降の都道府県別のいちごの品種登録、出願数

品種数	都道府県
4品種	栃木
3品種	和歌山
2品種 (13県)	宮城、埼玉、千葉、長野、三重、兵庫、奈良、島根、徳島、佐賀、熊本、大分、宮崎
1品種 (13道都県)	北海道、山形、茨城、群馬、東京、香川、新潟、岐阜、静岡、愛知、鳥取、岡山、鹿児島

資料、(注)とも第1図と同じ

等の生産現場の要望だけでなく、様々な需要にも応えるものである。大消費地の市場出荷のために果実硬度が高く、日保ち性を重視した品種だけではない。果皮・果肉ともに軟らかく輸送適性は低いが、食味を重視し、地元消費や、観光農園向けの品種等もあり、開発の方向性は多様化している。

2 栃木県の事例

栃木県では県農業試験場いちご研究所が開発した6品種が栽培されている(第2表)。そのうち、作付面積の9割超は、1996年に品種登録されたとちおとめである。同品種は、家庭消費からケーキ等の業務用まで幅広く利用され、生産者も作りやすいとして定着している。ただし、同品種は種苗法が定める育成者権(育成権者が登録品種等を業として占有し利用できる権利)が2011年に消滅し、育成者権者の承諾なしに販売、増殖が可能となり、代わる品種が求められてきた。県は、新品種の開発着手から登録申請までに少なくとも7年がかかるため、継続的に開発に取り組んできた。

こうしたなか、国産いちごの周年需要に対応するため、11年に四季成り性で夏秋どり用

第2表 栃木県農業試験場が開発したいちご品種

品種名	品種登録	特徴
とちおとめ	1996年11月	家庭消費だけでなく業務用の適性が高い品種
とちひめ	2001年11月	観光いちご園向け品種
なつおとめ	2011年3月	夏秋どり品種
栃木i27号	2014年11月	大果系の品種
栃木iW1号	2018年4月 (出願公表)	白いちご
栃木i37号	2018年11月 (出願公表)	収穫始めが10月下旬と早く、収量が多い品種

資料 栃木県Webサイト
 (注) 現在、県内で栽培されている品種のみ掲載。

第3表 栃木県におけるいちご苗の供給体制

年次	施設	具体的内容
1年目	県農業試験場いちご研究所	原々苗生産
2年目	全農とちぎ園芸種苗総合センター	原苗生産
3年目	各地域の生産者団体の施設	親株苗生産
4年目	各生産者	定植苗生産

資料 「いちご健全種苗生産のための炭疽病検査プログラムの構築」(2012) 栃木県農業試験場研究成果集第31号を参考に、栃木県農業試験場いちご研究所、全農栃木県本部での聞き取りを踏まえて作成

のなつおとめを、また、あまおうに代表される大果系の贈答用需要に対応するため、14年に栃木i27号を開発した。

さらに18年に2品種の出願登録を申請した。栃木iW1号は果実が白い品種で、栃木i37号は収穫始めが早く、高単収と食味の良さが注目されている。

3 苗の安定供給

栃木i37号は、18年の冬春期に数戸の生産者による試験栽培がなされ、19年から栽培がスタートした。新品種の普及の際に課題となるのは、苗供給と出荷規格の設定である。

いちご栽培では、親株からランナーと呼ばれるつるを伸ばし、それを育成し定植苗として利用するのが一般的である。しかし、親株を外部導入せず、自経営内で繰り返し育成することで収量減少や病害発生が懸念される。そこで、栃木県では、生産者に対して、新品種も含め全品種について、親株を毎年更新するよう指導している。

そして、第3表のように、3段階(県、全農、各地域)でウイルスフリー苗を増殖し、必要量を生産者に供給している。各段階の所要年数は1年で、生産者に親株を供給するまでに3年を要する。

新品種についても同様の供給方法とする考えである。地域の増殖施設のなかには、新品種対応のために施設増築が必要となる事例もある。また、既存品種とともに新品種も増殖することになることから、それぞれの特性に応じた栽培管理が求められる。

4 出荷規格の設定

JA系統では、販売者目線で栃木i37号の特性を見極めることが重要で、安定生産・出荷の準備のために、数年間を試験販売と位置付けている。

JA系統での焦眉の課題は出荷規格の設定である。重要となるのは試験栽培で把握が難しい大玉等の想定外の果形をどのように規格化するかという点である。そのために、収穫時期別、形状別の収穫量を集計し、生産者、実需者の意見を聞きながら、相互に納得感が得られるよう規格化の範囲を調整していくことになる。

また、規格化が難しい果形の発生を抑制するために、栽培技術の改善について、県農業試験場に提案を求めることもあるという。

5 新品種の普及に向けて

事例からは、品種開発から苗の安定供給まで10年程度を要し、販売のための出荷規格等の整備に相応の年数が必要で、新品種の普及は中長期的な視点で取り組むことが不可欠であることが分かる。

全国的にいちごの作付面積、収穫量の減少が続くなかで、潜在的な需要に対応できず需給がタイト化し、卸売市場価格は12年から上昇している。都道府県の独自品種でのブランド化はこうした外部環境が追い風となってきた。足元での国内の景況悪化、消費税増税後の消費停滞、訪日外国人数の伸びの鈍化等で、需要はく落する懸念があるなかで、新品種の普及にどのように影響するのか注意する必要がある。

<参考文献>

- ・大橋隆(2019)「『いちご王国とちぎ』を支える新品種・新技術の開発」『表面と真空』Vol.62, No.3
- ・和田昌之(2005)「栃木県のいちご生産についての一考察」『資本と地域』第2号

(はせがわ こうせい)